

座 談 会



国際会計士倫理基準審議会 Jörgen Holmquist議長に訊く 国際会計士倫理基準審議会の 取組みについて



後列左から、木下俊男氏、染葉真史氏、吉田慶太氏
前列左から、山崎彰三氏、James M. Sylph氏、
Jörgen Holmquist氏、関根愛子氏

国際会計士倫理基準審議会
議長

Jörgen Holmquist

国際会計士連盟
エグゼクティブ・ディレクター

James M. Sylph

日本公認会計士協会 会長

やまざき しょうぞう
山崎 彰三

日本公認会計士協会 副会長

せきね あいこ
関根 愛子

(司会) 日本公認会計士協会 専務理事

きのした としお
木下 俊男

日本公認会計士協会 倫理担当常務理事

よしだ けいた
吉田 慶太

日本公認会計士協会 理事

そめは しんじ
染葉 真史

本誌では、2013年1月21日、Jörgen Holmquist国際会計士倫理基準審議会（IESBA）議長とJames M. Sylph国際会計士連盟（IFAC）エグゼクティブ・ディレクターの来日をとらえ、両氏に加え、日本公認会計士協会会長の山崎彰三氏、副会長の関根愛子氏、専務理事の木下俊男氏、倫理担当常務理事の吉田慶太氏、理事で、IESBAにおいて一般オブザーバーとして傍聴している染葉真史氏にお集まりいただき、座談会を開催した。

座談会では、2012年10月から初の非実務者出身の議長に就任されたHolmquist議長から、就任に当たっての抱負や、IESBAの最新動向として、今後、国内の倫理規則や独立性に関する指針の改正に関連する、倫理規程の要求事項に対する違反対応プロジェクトや違法行為の疑い対応プロジェクト等について背景や議論の状況等を伺うとともに、今後のIESBAの重点施策についてもご説明いただいた。議長来日直前の2012年12月にニューヨークで開催されたIESBA会議の状況も、本誌55頁（「IESBA会議報告 ニューヨーク会議」）に併せて掲載しているので、是非、ご一読いただきたい。

I はじめに

木下 本日はお忙しいところお時間を割いていただきありがとうございます。本日の座談会で、IESBAの活動について様々なお話を伺えればと思います。まずは、山崎会長お願いいたします。

山崎 日本公認会計士協会（以下「JICPA」という。）には約3万人の会員がありますが、そのほとんどが会計事務所等所属の会員¹です。組織、政府、企業で働く、企業等所属の会員²（以下「PAIB」という。）の割合は10～15%に止まっています。そのため、私達会員の多くに、会計事務所等所属の会員に関する倫理規則の遵守が求められています。Holmquist議長はパブリック・メンバー³から議長に任命されました⁴が、これは、日本の会計士や日本の社会にとって容易に理解できることではありません。そこで、現在のIESBAのパブリック・メンバーの議長としてのご自身の状況について、どのような印象をお持ちか伺ってもよろしいでしょうか。また、なぜ、議長になることを引き受けられたのでしょうか。

Jörgen Holmquist まず、JICPAにお招きいただいたことに感謝申し上げます。JICPAに来ることができて非常に嬉しく思っております。少し長くなりますが、私の経歴からご説明したいと思います。私は会計士として働いたことはありませんが、会計士と「一緒に」働いた経験は多くあります。20年間、スウェーデンの財務省にいましたが、主な仕事は、公共財政と公共支出に関するものでした。また、スウェーデンの会計検



国際会計士倫理基準審議会 議長

Jörgen Holmquist氏
査機関である王国検査院とも密接に協力し、王国検査院の会計士や監査人と多くのやり取りを行ってきました。財務省時代には、産業界や政府等に関する論点に取り組み、その中で帳簿に接する機会はかなり多くありました。そのため、そうした分野においてかなり長い経験を有しています。また、財務省予算局の局長をしていたとき、王国検査院の諮問委員会のメンバーも務めました。

その後、1997年に欧州委員会（以下「EC」という。）に移りました。ECでの最初の仕事は、共通農業政策に係る歳出（以下「農業関連歳出」という。）の監査の責任者となることでした。私自身は監査人ではありませんでしたが、私の下で働いている人は全て監査人でした。私達は、欧州連合（EU）の予算のおよそ半分を占める農業関連歳出の監査を行いました。農業関連歳出の額は、当時で年間450億ユーロくらいだったと思います。私は農業関連歳出の監査責任者を4年務めました。ちなみに、予算総局で働いていたときは、外部監査人である欧州会計監査院⁵とのやり取りを担当する上級官僚でした。その後、漁業局を経て、欧州の監査及び会計関連法規を所管する

ECの域内市場・サービス総局の総局長になりました。域内市場・サービス総局には32の部門があり、そのうち、会計・監査に関連する部門が2つ、監査に関する法律を制定する部門と、会計に関する法律を制定する部門がありました。私は会計士としての教育を受けておらず、その経験はありませんが、私のキャリアは、ほとんどが会計や監査に関係するものでした。これまで会計や監査に関する論点の数々に触れてきましたので、その考え方や一般的なアプローチについては理解しています。

次に、なぜ議長を引き受けたのかということですが、これはモニタリング・グループ⁶の影響をかなり受けた決定によるものです。しかしながら、IFACがパブリック・メンバーなど会計士の経歴を持たない誰かが望ましいと考えたことも理由の1つだといえるでしょう。IFACは、会計士や監査人という職業が疑問視されていると感じており、IESBAの独立性や信頼のためにも、そのような人物を議長にするメリットがあったのだと思います。

私もIESBAの議長を興味深い職務だと思いましたし、やりがいのある職務だと考えました。また、重要であるとも感じました。会計及び監査専門家のための倫理規程は、私にとって重要なものです。私は、人生の大半を政策立案者として法律制定に費やしてきましたが、実際は、市民社会が社会の進路を決定し、社会を形作ることがとても重要だと考えています。ですから、会計士や監査人といった専門家の人々が自らの倫理規程の設定に大きく関与することは、とても良いことだと思います。全てが法律から生まれるのではないこと

は社会の強みだと思います。法律は必要だと思いますが、全てが法律によって行われるのであれば、それは社会の弱みです。社会は、専門家を含む市民社会が規則や原則の設定に関与することで、もっと強くなれます。そのため、IESBAのような機関があることはとても良いことだと考えています。

また、会計士でもない議長が、他の人と一緒に会計士の倫理規程を決定することに不安を感じている方に対して、1つ言いたいことがあります。そのように感じる気持ちはとてもよく理解できますが、IESBAのメンバーの半分は実務者であり、その実務者全員が会計士、特に、監査人として働いている人達です。そして、実務者でない他のメンバーも、その多くが会計に関わっている人達です。また、テクニカルアドバイザーもかなりの人数がおり、そのほとんどは、実際に会計士及び監査人としての教育を受けた人達です。ですから、IESBAは会計及び監査に関してかなり高い専門能力を有していることにご納得いただけたと思います。

また、会計及び監査事務所からIESBAに参加する人達は、一般的に、とても知識、経験が豊富で、それぞれの事務所で倫理の問題に取り組んでいる人達です。彼らは、とても積極的で、非常に能力が高く、その高い能力ゆえにIESBAの中で強い影響力を持っています。IESBAの中でも優秀なメンバーの一部は、実際に会計・監査専門家の人達です。不安な気持ちも理解できますが、そこが強調されすぎているように思います。

会計士・監査人、そして、パブリック・メンバーの混合体であるIESBAの代替として考えられるのは、少な

くとも欧州の観点からすると、アメリカの観点もそうだと思いますが、全てを規制当局に任せることです。規制当局の中には、会計士や監査人も当然数多くいますが、会計や監査の経験がほとんどない人も数多くいます。規制当局が倫理規程の設定の役割を受け持つことになれば、会計専門家の意見が、かなり反映されにくくなるでしょう。規制当局の中には、一部で、「会計士及び監査人の倫理規則は社会にとって非常に重要であり、その性質上さほど専門的ではないため、IESBAが存在するのは間違っている。規制当局又は規制的な性格が強い機関を設けたほうが望ましい」という意見があります。専門家が関与し、市民社会が規則設定を行うことはとても良いことです。この意見はとても残念なことです。

James M. Sylph IFACにとっての本当の問題は、世界的にみて、IESBAが公共の利益のために働いていることをどのように表すことが最善かということだと思います。前議長のKen Dakdduk氏が大手会計事務所の現職のパートナーでもあることに対して、一部の国の一部の規制当局の間で懸念が生じていました。実



国際会計士連盟 エグゼクティブ・ディレクター James M. Sylph氏

際には、公共の利益を代表していないのではないかと、会計事務所を保護しているのではないかと懸念です。過去4年間に前議長がその懸念を裏付けるような行動を取ったり、発言をしたりしたことはないのですが、それでもそうした懸念がありました。だからこそ独立した議長を置くという考え方、すなわち、今回の場合は会計士ではない人物、何よりも会計事務所の現職の実務者ではない人物を選ぶことが非常に重要だったのだと思います。

II 各国でのIESBA倫理規程適用の取組み

関 根 他の国がIESBAの倫理規程の適用にどのように取り組んでいるか、特に、法規制との関連についてお教えいただければと思います。何か良い例やアドバイスがありますか？

Sylph IESBAの倫理規程の適用にあたって、最も難しいのは、どの国にもその国固有、すなわち、日本にしかない、米国にしかない、スウェーデンにしかない状況があるということです。そして、それらの問題は歴史的なものであり、どれも異なる理由から生じたものだということです。ですから、倫理規程を融合しようとしたときに生じる問題は、多くの国・地域で全く同じなのです。そこでは、政府と会計団体のどちらもが同じことをしようとしています。そして、ここでも重要なのが公共の利益です。時に政府は、会計団体が公共の利益のために活動しているにもかかわらず、「ローテーションを要求する」など、より厳しい規制を課そうとすることがあります。これは、世界中の多くの国・地域で共通していえることです。

Holmquist IESBAの目的の1つに、世界の倫理規則とのより一層のコンバージェンスを目指すというものがあります。IFACのもう1つの審議会である国際監査・保証基準審議会が策定する監査基準は、倫理規程よりも高いコンバージェンスを達成しているようにみえます。倫理の分野では、コンバージェンスは困難ですが、私は、信頼性が高い基準を構築してより一般的に適用されるようにすること、そして、たとえ法律が異なる場合であっても、その法律がIESBAの倫理規程に発想を得て策定されるようにすることを目指しています。きちんとした仕事をすれば、それを達成できると思います。しかし、倫理規程は、監査基準よりも違いが大きくなるでしょう。というのも、監査基準や会計基準などの技術的な分野よりも、倫理の分野はその地域の法律や文化的な伝統の影響が大きいからです。

Sylph もう1つ、違いとして挙げられるのは、どの国の規制当局も「白か黒か」を明確に判断できる規則を求めているという点です。そして、倫理規程がやろうとしていることは、そのような規則を制定すべきではないということです。ご存じのように、倫理規程では、まず状況を説明し、その状況に対する阻害要因とセーフガードを検討しています。これにより、そのような状況が生じた場合、続けるか続けないか、クライアントを手放すか、業務の一部を手放すかといった職業的専門家としての判断を行うことができます。しかしながら、規制当局は当然のことながら規則がほしいのです。彼らは5年・5年などの数値や、ある特定の種類の非保証業務は絶対に行っ

てはならないなどの明確な規則を求めています。

ですから、IESBAは、規制しやすくなるという理由で規制当局が求めるものとのバランスを常に取らなければなりません。私達は、会計士や監査人のためだけでなく、公共の利益のために、「監査人はこれを絶対に行ってはならない」と言わないようにしています。というのも、そのような規制を設ければ、比較的重要ではない理由で、クライアントに高額な費用や不都合が生じる可能性があるからです。このように、一部の規制当局が、より多くの規則やその国での監督権限を求めており、したがって、より明確な定義を求めるため、このような課題にIESBAは常に対処していかなければなりません。

Ⅲ 倫理規程の要求事項に対する違反に関して

吉田 2012年12月の審議会で、「倫理規程の要求事項の違反」"Breach of a Provision of the Code"の最終案が承認され、3月末に公表されると伺いましたが、このプロジェクトが承認されるまでに、証券監督者国際機構（以下「IOSCO」という。）からいくつかの懸念事項なども示され



日本公認会計士協会
倫理担当常務理事

吉田慶太氏

ていたと思います。それら懸念事項とその検討状況について伺いします。また、この倫理規程の改訂を踏まえて、各国で自国の倫理規則に組み込んでいくことになりますけれども、こういったことが課題になるのか教えていただけますか。

Holmquist 2009年に現在の倫理規程を決定した際、IOSCOが違反への対応方法に不満を抱いており、それについて調査するよう私達に求めたことから、違反に関するプロジェクトが始まりました。IOSCOからはとても詳細なコメントが数多く寄せられていました。そうしたコメントの多くに対しては、IOSCOとのかなり長い議論を経て対応することができましたが、彼らの要求の中には、規範的すぎる、また、技術的すぎるという理由から適切でないと感じるものもいくつかありました。倫理規程は原則主義であり、規則主義ではありません。

私達は、IOSCOが厳密な規程を作ろうとしすぎていることに懸念を感じていました。まず、倫理規程の一般的な体系への反対意見がありましたが、私達は、厳密な規程にしすぎると、多くの国や地域で問題が生じるだろうと感じていました。それについてはIOSCOと長い時間をかけて議論し、IOSCOは、私達が彼らの提案の全てには対応しないことを受け入れました。私達は私達の方法を説明し、IOSCOに理解を求める予定であり、対立は生じないと考えています。

実施にあたっての課題についてですが、IESBA内の議論や公開草案に対して受領したコメントをみた限りでは、特定の課題や問題はなかったと思います。

関 根 独立性に係る要求事項の違反については、統治責任者へ報告すべき事項かどうかで違反の重要性の議論がありました。重要な違反があれば、統治責任者へ報告すべきかどうかの議論以前に、監査を続けるかどうかの議論になると思いますので、報告すべき事項についての違反の重要性についての議論には少し驚きました。



日本公認会計士協会 副会長

関根愛子氏

Holmquist 監査人は退任すべきであるとIESBAが要求しなかったことについてはかなりの議論が交わされました。当然のことながら、監査人が退任を決定する状況につながる場合もあるでしょう。私達がこれを絶対的な要求事項としなかったのは、監査人が退任する又は業務を終了することを決定した場合、クライアントにとって深刻な問題が生じたり、クライアントが合理的ではない状況に置かれたりする可能性があるからです。これが、絶対的な条件として要求しないことを決定した主な理由です。

たとえば、アニュアル・レポートが公表され、監査報告書が公表された後であれば、当然のことながら、その監査人は業務を終了すべきでしょう。しかし、仮に、年次財務諸表と

その監査意見を公表する直前に違反を発見し、それが相当重大であったとします。その場合、当然のことながら、まず、その状況を是正するためにできる全ての対応策を講じます。状況を把握したら、統制を一部やり直したり、いろいろな対応策を講じたり、第三者に情報やプロセスをチェックしてもらったりすることができます。それによって年次財務諸表やその監査意見が適切である、又はその品質が担保されていると感じられる状況を作り出すことが望ましいでしょう。しかし、そうした状況において、年次財務諸表公表の1か月前に監査人に突然退任することを要求したり、義務付けたりした場合、それが大きな会社であれば大きな損害が生じ、その会社の株価などに悪影響が及ぶことが考えられます。そのような状況を考慮した結果、IESBAは、監査人に退任することを要求する絶対的な規定を設けないという決定をしたのです。

しかし、議論の中で厳しく言われていたのは、全ての違反を報告すべきであり、些細なことであるから報告しないといった、判断を下す決定権を監査人に与えるべきではないという点です。それがどんなに些細なことであれ、全てを報告しなければなりません。それが取るに足らない、全く関連性がない、あるいは重要性がない事項である場合、統治責任者の同意があればその報告を少し遅らせることはできます。しかし、全ての違反を報告することが重要であると私達は考えました。これらの論点についてかなりの議論を行い、個人的には適切な結論に至ることができたと考えています。というのも、監査人に退任を要求する厳密な規定を

設定することによって、クライアントに不当な影響が及ぶ可能性があることを主に懸念したからです。

IV 違法行為の疑いについて

吉 田 「違法行為の疑いへの対応」"Responding a Suspected Illegal Acts"について、プロジェクトを行った背景や目的についてご説明いただきたいと思います。また、今後どのような点が論点になると思われますか。

Holmquist このプロジェクトは、私がIESBAのパブリック・メンバーになる前から開始されており、当該プロジェクトに取り組むようにというIOSCOの提案によるものです。このプロジェクトは範囲が広く、極めて根本的な事項に関係しているため、私達のプロジェクトの中で最も難しいものかもしれません。これは、公共の利益に対する監査人、そして、広くは会計士の責任に関係するものです。このプロジェクトの必要性が生じたのは、金融市場や銀行、監査人や会計士といった市場参加者への不信があったからだと思います。私達の出した結論は少し複雑ですが、簡単にご説明します。

会計士が違法行為の疑いを抱いた場合には、どのような場合であっても、まず組織内でそれを明らかにするために全力を尽くし、次に、現在の状況を是正するとともに、将来の再発を防止するための対応策や行動を取らなければなりません。これは願わくは、内部的に行われるべきであり、会計士は、解決に向けて組織のトップに報告し、解決すべきです。これを全て行った後に、会社、クライアント又は当該会計士が働いている会社が違法行為の疑いに適切に対

応しなかったという深刻な疑念をその会計士が抱く場合、その会計士が監査人であるならば、その会計士は適切な当局に報告すべきであると提案されています。

その会計士が保証業務を行う監査人でない場合、あるいはその企業内会計士である場合、守秘義務に優先して当局に報告する権利があり、また、そのように報告することが期待されます。しかし、それは義務や要求事項ではありませんが、外部監査人へ報告することが求められ、そして、その外部監査人には当局に報告する要求事項が適用されます。

「違法行為の疑いへの対応」に対して寄せられたコメントのほとんどは会計・監査業界からですが、それらは概して批判的なものでした。たとえば、訴訟のリスクがある、セーフハーバーがない、その国・地域で内部告発制度がないなどの理由から、これを要求事項とするのは合理的ではないという意見が数多くみられました。また、会計士にだけそのような規定が適用となり、弁護士や経営コンサルタントに同じ規定が適用されない場合、会計士から、同様の厳しい要求事項が適用されることのない他の職種に仕事に移っていくのではないかという競争に関する懸念もみられました。

IOSCOの意見がどのようなものになるかまだ分かりませんが⁷、会計・監査業界が公開草案に対して批判的であるのに対し、規制当局がそれを支持するという状況に陥る可能性があります。そのような状況になれば、対応が非常に難しくなると思います。適切に、そして、真剣に対応し、深く分析しなければ、会計・監査業界が規制当局、いずれかの信頼を失っ

てしまうでしょう。これに関しては、多くのリソース及び時間を費やし、議論を尽くさなければなりません。

ただ、会計・監査業界の方に1つだけ言いたいことがあります。彼らの大多数が提案には批判的でしたが、会計・監査専門家にとってリスクがあることを認識してほしいと思います。会計・監査業界が、どのように意見を表明し、自身の立場を表現すべきかもう少し注意しなければ、規制当局や政策立案者が、「会計専門家が、公共の利益を真剣に受け止め、法律で義務付けられなくても公共の利益のために行動するという伝統はもはや成り立たない。より厳しく、より規範的で、より細かい法令が必要だ」という結論に至る可能性があります。このような結果を招くことは、会計・監査業界も望まないはず です。

Sylph 議長が言ったように、個々の証券規制当局に聞けば、「あなたは監査人として、その会社内で重大な違反行為の疑いがあり、そして、経営者が株主に伝えていないことを知りながら、株主にそれを伝えないと判断したのか？」と言うでしょう。私達が話したどの規制当局も、「監査人は株主を保護するためにいるのであり、何かおかしいと気づき、クライアントがそれを適切に開示したがるのであれば、監査人が開示すべきである」と言っています。IOSCOからのコメントはまだ届いていませんが、IOSCOやバーゼル銀行監督委員会は「監査人はそれを進ん ですべきだ」と言うでしょう。

問題になるのは、開示というのを公開書簡とするのか、非公開の会議とするのかです。非公開の会議で規制当局に伝えるだけでよいのでしょ

うか？ それとも公開書簡で全ての株主に伝えるべきでしょうか？ 私は、改善が必要になるのはそのように細かな点になると思います。議長が言ったように、会計・監査業界としてできないと言ってしまうと、規制当局はそれを逆手に取って義務化のための法制化を図る言うでしょう。ですから、どのように伝えるかに関して適切なバランスを見つけることが課題になるでしょう。

公開草案には、「適切な規制当局」に伝えたと定義されていますが、「適切な規制当局」は誰かという疑問が世界で持ち上がっています。これは私の個人的な意見ですが、国によって、報告を受けた場合に対処するための十分なリソースがないという理由から、証券規制当局が「適切な規制当局」になりたくないと考えている場合もあれば、反対に、「適切な規制当局」になりたいと考えている場合があると思います。

いずれにせよ、IESBAは、機密保持と、国民の期待に応えることの間で、公共の利益になるような適切な解決策を導き出すという大きな課題にぶつかることになるでしょう。規制当局以外でも、投資家や企業に多額の投資を行っている大型の年金基金に聞いても同じことを言うと思います。彼らも、「あなたは監査人として、大きな不正があると知りながら私達にそれを教えませんでした。私達が明日この会社に100億円もの投資を行っていたらどうしたのですか。私達は、あなたが公共の利益に尽くしているとは思えません。そしてこの場合の公共の利益とは、私達が構築、保護、運用しようとしている年金の保有者です」と言うでしょう。このように、とても大きな課題

に直面することになると思います。

IESBAはこれについて審議していませんが、私の個人的見解としては、公開草案で寄せられたコメントを読む限り、すぐに最終基準を公表することはできないと思います。最終的にどのような形になるか分かりませんが、議長が言ったように、慎重な議論を多く行わなければならないと思いますし、答えに達する前に、更に協議が必要になる可能性もあるでしょう。

Holmquist 現時点の公開草案は日本で機能するでしょうか。変更が行われることは確実だと思いますので、公開草案が現在のまま基準化されることはありませんが、仮に、公開草案が基準化されたとして、日本ではそれをどのように施行しますか？

山崎 日本には、すでに法的な要求事項があります。

関根 上場企業の監査人に関するものです。

Holmquist 誰に報告を行うのですか？

山崎 金融庁です。監査人が金融庁に報告を行う場合、監査人はその会社の経営者にも違法行為を金融庁に報告することを伝えなければなりません。そして、会社の経営者は、株主、市場にそれを伝えます。

Holmquist では、公表されるのですね。

山崎 公表されます。しかし、これは本当に稀なケースです。

Holmquist 監査人は訴訟に対して保護されるのでしょうか。

関根 必ずしも保護されません。実は、適用が開始されたのは5年前なのです。

Holmquist うまく機能していますか？

山崎 小さい企業では事例がありますが、大企業に関してはありません。

Sylph 監査人について話してきましたが、公開草案では、PAIBに対する規定に関するコメントも多数寄せられました。PAIBが何をすべきか、そして、監査人への報告が権利かどうかに関してはもっと議論が必要だと思います。というのも、コメント・レターには、解雇された従業員が、その仕返しとして監査人に「不正があると思う」と電話する可能性も考えられると述べられていました。そのような告発があれば、監査人は調べなければなりませんし、そのためにはコストがかかります。そして、そのような告発は、取るに足りない、不当なものかもしれません。このように、PAIBの行動が権利かどうかという提案に関して、IESBAは検討しなければならないでしょう。しかし同時に、PAIBは何か行動を起こさなければならないとIESBAは考えています。問題は、その答えが公開草案の中で適切に示されたかどうかです。

木下 とても難しいですね。

Sylph 大企業にとっても十分に難しい問題だと思いますが、多くの非公開企業にとっては更に難しいと思います。

Holmquist IESBAの中にも、PAIBとして働く人々に対しても要求事項を設けることが望ましいという意見がありました。しかし、その意見が多勢になることはありませんでした。多くの人が、「権利」と「期待」という表現を使えば、それはほとんど要求事項であるとコメントしていましたが、そのような意味ではないのです。実際に、守秘義務に優先する

権利という意味であり、会計士個人が報告するかどうかを自ら判断し、自らの評価に基づいて決定を行うことができるのです。そして、当然のことながら、「自らの評価」には、職を失うかどうかや、手に負えない状況が生じるかといった要素が含まれます。また、会計事務所や監査事務所からは、監査人以外の人から報告を受け取ることになるという考え方に多くの反対意見が寄せられました。というのも、その報告の分析にリソースを費やすことを強いられるからです。一方で、報告が取るに足らないものだった場合、非常に簡単に捨てることができれば望ましいでしょうね。

V 統治責任者

染葉 日本において、統治責任者は、主に、監査役が統治責任者の役割を担います。会社法では会計監査人の選任に関し、監査役には、取締役会が選定した会計監査人に同意する権利しかありません。取締役会がどの会計事務所を会計監査人とするかを決定し、監査報酬も決定します。このような問題に対処するため、近い将来、監査役には会計監査人の



日本公認会計士協会 理事

染葉真史氏

選任を行う権利が与えられる方向になっており、監査役の役割が強化されることとなります。しかし、監査役が監査報酬を決定する権限がないという課題がまだ残っています。そのため、会計監査人は、監査役ではなく取締役会と監査契約を締結することになります。これが日本の状況です。そこでお聞きしたいのですが、他の国では、統治責任者に関して問題や課題などはあるのでしょうか。

Holmquist IESBAの議論では、統治責任者が各国や地域によって異なる意味を持っているという認識がありました。しかし、それぞれの国・地域では、誰が統治責任者に該当するかはかなり明確であると考えました。

Sylph そうですね。統治責任者に関してそれぞれの国や会社法で定められている役割は異なります。今日は、倫理規程の観点からだけ統治責任者の定義について話していますが、監査基準のほうでも多くの議論が行われており、統治責任者として定義されるグループに対して、何に責任を持つように期待することが合理的なのかについて検討されています。多くの人は、監査人に対して規制当局が多くを期待しすぎていると感じており、監査人は、それらの責任の一部は統治責任者が負うべきだと考えているのだと思います。

そして、国によって、統治責任者は取締役会であったり、監査委員会であったり、その2つであったり、監査役会であったりします。国によって異なるのです。そして、倫理規程や監査基準では、それを「統治責任者」と呼んでいるだけなのです。日本での統治責任者は誰であるのかお分かりだと思います。統治責任者と

いう用語は、取締役会と監査委員会を含むのか、監査役会を含むのか、日本の上場企業の状況に合わせて定義すればよいと思います。それは比較的簡単だと思います。

監査専門家の私達が、監査専門家以外の人達にもっと責任を取れと言うのは簡単です。しかし、各国でそのような制度にならない場合は、機能しません。統治責任者の力が強い場合に監査人がすべきことと、統治責任者の力が弱い場合に監査人がすべきことに差が生じることになるのです。各国の状況は異なります。しかし、それぞれの国における統治責任者の定義、彼らが財務の専門家であるべきか、50%以上を社外取締役に構成すべきかなど、定義の弱さを補うことは、倫理規程や監査基準の役割ではないと思います。そうした全てのことは国が選ぶことであり、その問題を解決するために倫理規程や監査基準を策定することはできません。

VI 長期的関与

木下 パートナー・ローテーションの将来の方向性についてお話いただけますか？



日本公認会計士協会 専務理事
／司会 木下俊男氏

Holmquist 私達はそのプロジェクトを「長期的関与 (long association)」と呼ぶことにしました。これは、パートナー・ローテーションに関係するもので、ファーム・ローテーションとは違います。ファーム・ローテーションについては、欧州や米国で現在かなりの議論が行われています。IESBAもファーム・ローテーションについて検討し、その分析を行いました。その結果、2012年6月に出されましたが、ファーム・ローテーションが望ましいとする意見もあれば、それに反対する意見もありました。全体的には、大体、半々だったと思いますが、強制的なファーム・ローテーションを要求しないことが望ましいとする意見のほうがわずかに多かったと思います。

そのため、パートナーの長期的関与について検討するタスクフォースがファーム・ローテーションについて議論することはありません。このタスクフォースには、パートナーの長期的関与についてかなり幅広い事項が付託されています。ローテーションに関して定められている期間は国・地域によって異なります。倫理規程では、監査責任者でいられるのは7年で、2年間のインターバル期間を設けなければならないとされています。原則として、2年間が経過すれば、同じクライアントの監査を再び行うことができるようになります。しかし、多くの国では5年・5年を採用しています。ですから、タスクフォースは、1つにはこの点について検討することになります。

しかし、もっと重要なのは、長期的関与に関するこれらの規定を、誰に適用すべきかという問題です。適用対象となるパートナーの範囲は、

現在より広くすべきでしょうか？これについても議論することになります。また、ある監査責任者を別の監査責任者と交代する場合に関して、どの程度までの関係性が許容されるかについても検討することになると思います。彼らは家族・近親者であってもよいのか、家族・近親者であるとはならないのか、何を要求することが合理的なのかを検討する予定です。たとえば、同じ事務所で、全く同じ案件に取り組み、一緒に働いている双子の兄弟・姉妹同士が交代することは容認されるでしょうか。それとも容認されないでしょうか。そういった論点について審議することになります。そして、こうした事項の一部は、大手の監査事務所にとっては容易かもしれませんが、特に、中小の監査事務所にとって難しい問題だと思います。ですから、中小の監査事務所はこれについて強い意見があると思います。

Sylph IESBAがローテーションの期間について決定を下したとき、その当時の欧州の法律ではその期間が7年・2年と定められていました。当時のIESBAにとって、それが強い指針となりました。しかし、皆様ご存じのとおり、世界のいくつかの規制当局にとってそれは容認できるものではなく、より短い期間を課しています。ですから、より厳しい方向に倫理規程が変更されても私は全く驚かないでしょう。

そしてまた、監査業務の主要な担当社員 (key audit partner) はどういふ人がいるかということも改めて議論されることになると思います。ここでも重要になるのが、公共の利益と職業の魅力を維持することのバランスです。どの程度の頻度で、何

人がローテーションしなければならないのかということです。

監査事務所に最近勤務した経験のある人であれば、上場企業の監査を担当する45歳のパートナーがいたとして、その人が55歳で退職するまでの間、どのようにすればその人を効果的に活用できるのか悩んでいるのを聞いたことがあると思います。7年でローテーションさせなければならない場合、退職まで残りが3年しかないのであれば、次の監査を担当させる理由がありません。3年経てば退職するため、また変更しなければならないのですから。これは倫理規程とは全く関係ありませんが、監査事務所にとってこのような状況に効果的に対応することは非常に難しいと思います。そして、今よりもそれが簡単になることはないと思います。

VII 将来展望

山崎 最後に、IESBAの今後の戦略についてお話しいただけますか？



日本公認会計士協会 会長

山崎彰三氏

Holmquist 倫理規程の内容をみると、その質はかなり高いものだと考えています。しかし、今後、改善しようと思っている事項がいく

つもあります。1つには、もっと迅速に審議を行うことが重要だと考えています。強制的なファーム・ローテーションなど、IESBAよりも先にECや公開企業会計監視委員会(PCAOB)が議論を始めた論点が多くつがあります。ですから、早期に論点を特定すること、つまり、重要性が増している論点を特定し、今よりも早くその論点に取り組めるようなシステムをIESBA内部で構築していくことが重要だと考えています。

また、内部の作業手順をより効果的なものに変えるつもりです。IESBAには、審議を繰り返す傾向があります。ですから、新しい基準を策定するプロセスのスピードアップが必要です。しかし、これには協議の時間を短縮することは含まれません。反対に、協議を徐々に増やそうと思っています。協議の期間は長くなることになると思いますが、IESBAの業務が合理化され、より迅速に動けるようになればと考えています。

また、倫理規程の構造を見直す新しい構想もあります。これをリストラクチャリング作業部会と呼んでおり、どのようにすれば倫理規程を読みやすく、利用しやすいものにできるかについて検討します。これには、一文を短くするなど様々な方法が考えられます。以前、私達が承認した規程について審議を行っていたとき、1つの文の長さが5行にわたる項がありました。IESBAは書き方についても検討が必要であるとの決定をしました。

特に、倫理規程がいろいろな言語に翻訳されることを考えると、もっと読みやすく書く必要があります。言語の中には、日本語や中国語、アラビア語のように英語と全く異なる

ものがあります。イタリア語は日本語ほどに英語からかけ離れたものではないにもかかわらず、イタリア語に翻訳することも簡単ではないとイタリア人は言っています。

また、倫理規程の電子化についても検討しなければなりません。そして、どのようにすれば倫理規程が中小の会計・監査事務所にとって利用しやすいものになるかも検討しなければなりません。

あと1つ、これはIFACからの明確な要請があることなのですが、IESBAがもっと多くのアウトリーチ活動を行っていかねばならないという点です。ですから、規制当局や監査・会計業界ともっとやり取りしていくことになります。これは、新しい議長として依頼されたことであり、私は議長として、前議長よりも多くの時間を割くつもりです。

さらに、倫理規程の知識、理解、そして、信頼性を高めることも重要だと考えています。倫理規程の信頼性を高めることができなければ、多くの国・地域が、更なる法規制が必要であるとの結論を下すことになるでしょう。IESBAは、倫理規程が適切に機能するものであるとみなされ、更なる法規制が必要とされないようにすることが望ましいと考えています。金融危機の後、更なる規制を定めることを求める社会の声によって規制当局や政策立案者に対しても圧力がかけられていますので、私達はより良い倫理規程を開発していくことで、そのバランスを取りたいと考えています。

私は、基本的に、IESBAを変えることは考えていません。パブリック・メンバーが少し増える可能性もありますが、それはIESBAの見識にとっ

て良いことだと思います。しかし、IESBAが適切に機能するためには、会計・監査の専門家の代表を、専門的能力の高い人材が務めることが必要です。そして、私がこれまでに会った、専門家としてIESBAに派遣されてきたメンバーは全て、倫理規程をより良いものとするために全力を挙げ、自分のアプローチに信念を持っている人達でした。

IESBAが劇的に変わることはありませんが、多くの国・地域での重要な関心事になっているように、公共の利益を代表するメンバーがきちんと含まれていることを明確にしておく必要があると思います。ご存じのように、IESBAのパブリック・メンバーは形式的には3人しかいませんが、実際には、パブリック・メンバーとして機能しているメンバーの数はいくつ多いのです。それを明確にできればと思います。基本的にはこれまでと同じやり方を続けていく、すなわち、ほとんどの作業をタスクフォースと作業部会で行い、IESBAで審議し、決定していきます。そして、申し上げたように、協議、公開草案、利害関係者とのやり取りが、今後、より重要になっていくと思います。

Sylph IFACは、IESBAをサポートするためのリソースを増やすことにしています。関根さんがIESBAのメンバーだったときの1人から、3人に増えることになります。テクニカル・ディレクターが1人、その下に2人のスタッフが付くことになります。これによって、IESBAが1つの論点にもう少し迅速に対応できるようになればと考えています。IESBAは取り扱う事項の数を増やそうとしていますので、それに迅速に対応していくことになります。

木下 今後も議論すべき事項について連携を取り合っていけたらと思います。本日は、どうもありがとうございました。

〈注〉

- 1 倫理規則上の「会計事務所等所属の会員」をいう。
- 2 倫理規則上の「企業等所属の会員」をいう。
- 3 IESBAは実務者とパブリック・メンバーを含む非実務者からなる18名で構成され、そのうち、実務者は9名以内、パブリック・メンバーは3名以上とされている。パブリック・メンバーとは、非実務者要件（監査事務所のメンバーや従業員ではない者、又は監査事務所を辞してから原則3年以上経過している者）を満たしている者であり、かつ、幅広い公共の利益を反映することが期待される者である。
- 4 2012年10月からIESBAの議長が交代となり、Holmquist議長が就任した。Holmquist議長は、2011年からIESBAのパブリック・メンバーとして参加しているスウェーデン人の非実務者であり、IESBAでは初めての非実務者出身の議長である。
- 5 日本における「会計検査院」に相当する機関である。
- 6 モニタリング・グループは、国際金融機関及び規制当局で構成される、国際的な監査基準設定や監査の品質の関連領域において、公共の利益を促進するためのグループである。メンバーはIOSCO、バーゼル銀行監督委員会、EC、金融安定理事会、保険監督者国際機構、世界銀行で構成されているほか、

オブザーバーとして、監査監督機関国際フォーラムが参加している。

IESBA議長の選任は、最終的に、公益監視委員会（以下「PIOB」という。）の承認を経ることとなっており、モニタリング・グループはPIOBの委員選任や運営評価を行っている。

- 7 座談会開催時点（2013年1月21日）では、IOSCOからのコメントは未提出。
- 8 2012年6月にニューヨークで行われたIESBA会議において、「Strengthening Safeguards Against Threats」としてファーム・ローテーションについて取り上げ、IESBAの方向性としては、現行のパートナー・ローテーションを見直すことで同意された。

* 必須研修科目「職業倫理」研修教材

教材コード	J 0 1 0 0 8 2
 研修コード	1 0 0 1
履修単位	2単位